

様式3 公募要項に関する質問票に対する回答

No.	質問	回答
1	対象地区の内、重要地区を教えてください。	「令和8年4月1日開所小規模保育事業公募要項」1 応募条件等 (2) 整備条件 アに記載のとおり、相模が丘、相武台、南栗原及び広野台の4地域になります。
2	予定物件の2階に既存の保育所があるのですが、その場合でも1階で小規模保育施設を設置できるでしょうか。	設置に係る条件は、「令和8年4月1日開所小規模保育事業公募要項」1 応募条件等 (2) 整備条件に記載のとおりですが、2階に既存保育所があることを理由に設置を制限する事項はありませんので、可能です。参考として、「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を添付します。
3	座間市の小規模保育施設は、大まかにいくらぐらいの家賃で運営されているのでしょうか。	家賃の価格設定については、契約者間において協議の上決定される事項であるため、個々の案件によって異なります。
4	開所までのスケジュールとは、具体的に(各種手続、開所に必要な申請、工事工程及び引渡しまでが分かるもの)何を書けば良いのでしょうか。 「令和8年4月1日開所小規模保育事業公募要項」には、「各種手続、開所に必要な申請、工事工程及び引渡しまでが分かるもの。」とありますが、工事工程及び引渡しまでが分かるもの程度であれば、選定前でも施工業者に確認できるものの、各種手続や開所に必要な申請については、選定前ではどのようなものがあるのか分かりません。 また、一つの事項にどの程度時間を要するのかが分からないため、具体的なスケジュールは作成できないと考えますが、どうすれば良いのでしょうか。	詳細なスケジュールについては、選定後の事前協議において詰めることを想定しています。そのため、工事工程及び引渡しまでを主とし、各種手続及び開所に必要な申請は概算で差し支えありません。なお、具体的な申請手続や選定後の流れ等については、添付の「家庭的保育事業等(地域型保育事業)設置認可の手引き」及び「座間市家庭的保育事業等の認可等に関する要綱」を御参照くださいますようお願い申し上げます。
5	小規模保育施設を2階に設置する場合の2方向避難について、エレベーターのほかに、階段一つに加えて反対側のバルコニーに避難はしごがありますが、これを1方向としてカウントできますでしょうか。 ※現況はバルコニー床の避難はしごのみですが、滑り台の設置等で解消したいと考えています。 参考： <a href="https://www.sanyokenko.co.jp/sky.html">https://www.sanyokenko.co.jp/sky.html</a>	避難はしごについては、「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」に記載がないため、2方向避難の対象外となります。参考として、「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「座間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」及び「避難階段等の構造例」を添付します。
6	待機児童についてです。 公募への参加に向けた事前調査を行っている中、座間市ホームページにて現状を確認させていただきました。 これから3年、5年と運営を継続していくことを前提とし、下記について御教授いただけますと幸いです。 1. 開園から3年間の定員数に対する在園率(推測)とその理由 2. 開園から5年間の定員数に対する在園率(推測)とその理由 ※定員は19名を予定しています。 上記、2点をお伺いできますと幸いです。 よろしく願い申し上げます。	連携施設や整備地域、年齢別定員数等により変動する可能性はありますが、 1. 開園から3年間の定員数に対する在園率の推計値は、重要地区での整備と仮定した場合、おおむね90%~100%程度になると見込んでいます。 その理由としては、本市全体における保育の需要及び供給状況の見通しについて、「座間市子ども計画」にて示していますが、供給量に本公募による小規模保育施設整備を含めた数値を反映している中、1歳児の受入枠が依然として不足しているためです。 また、0歳児及び2歳児については、計画上ではおおむね充足しているものの、令和7年4月1日時点における保留児童数が135名、そのうち待機児童数が25名となっており、その約8割が0歳児から2歳児であることから、地域差はあるものの、依然として需要に対して供給が不足していると認識しています。 2. 開園から5年間の定員数に対する在園率の推計値は、現時点ではお示しすることが困難です。 その理由としては、前述の「座間市子ども計画」が令和7年度から令和11年度までの期間を対象として策定していることから、それ以降の需要及び供給の見通しを推計していないためです。
7	「令和8年4月1日開所小規模保育事業公募要項」に2方向避難が必須と記載がございますが、2方向は裏口がメインの出入り口と同じ道路につながっているような建物でも2方向とみなしていただけるのでしょうか。	2方向とみなします。 2方向避難を必須としているのは、災害時に避難経路が1か所であることから避難ができなくなることを防ぐためです。
8	賃料に対する補助について、仮に建物賃貸借の契約開始日が令和7年9月1日で、工事開始日が同年11月1日の場合、補助起算日は契約開始日と工事開始日のどちらからでしょうか。	補助起算日は工事開始日からです。
9	既に保育所が入居中の物件は、問題ないでしょうか。	NO. 2の回答と同様です。
10	連携施設の確保について、受け皿は、2歳児の卒園児定員数分を準備することになると思うのですが、申請時点では定員の構成が確定していない状況が想定されることから、6名~8名と幅があります。その場合は、どのように対応すれば良いでしょうか。 また、0歳児は少ないほうが良い等、座間市の要望する定員構成等があれば、教えていただきたいです。	申請時点で最低限確保できる人数を御記載ください。 本件に関しては「6名」と御記載いただき、増員が可能になった際には、速やかに本市まで御連絡をお願いします。 また、本市では特に1歳児の受入枠が不足している状況にあります。そのため、1歳児の受入枠に御配慮いただくと、有難く存じます。
11	開所までのスケジュールについて、任意様式とのことですが、工事工程及び引渡しまでが分かるものとありますが、設計業者ではないため、法人で今までの経験を踏まえて予定を立てる程度のもので良いのでしょうか。それとも設計を依頼すべきでしょうか。	NO. 4の回答と同様です。 詳細なスケジュールについては、選定後の事前協議において詰めることを想定しているため、前者で差し支えありません。
12	収支予算書について、整備における概算予算書ということで、法人がこれまでの経験と現状の相場等を加味して作成して良いのか、それとも設計業者に依頼して費用を算出し、予算書を作成する必要があるのでしょうか。 また、整備の予算のみで、運営に関する予算書は作成不要という認識で間違いはないでしょうか。	収支予算書については、選定後の事前協議において詰めることを想定しているため、前者で差し支えありません。 お見込みのとおり、整備の予算書のみで差し支えありません。

様式3 公募要項に関する質問票に対する回答

No.	質問	回答
13	副本について、提案者を特定できないようにとありますが、決算書や残高証明書、履歴事項全部証明、監査結果通知等、全て園名や法人名が特定されるものが多いのですが、どのように対応すれば良いのでしょうか。	該当箇所の黒塗りにて御対応願います。
14	保育の提供時間について、採点基準において11時間より長時間の保育の提供について提案がなされているかとありますが、11時間+延長保育(30分)であれば問題ないという認識で良いのでしょうか。また、座間市で御推奨する延長時間等はあるのでしょうか。開所時間は、 7:00-18:00 延長30分又は1時間 7:30-18:30 延長30分又は1時間 を予定しています。	保育の提供時間については、採点の際の加点要素となるため、延長保育時間を「なし」としても差し支えありません。 推奨する時間等については、特に定めていませんが、一般的に延長保育時間が長ければ長いほど、利用者からの需要が高いと考えます。
15	残高証明書等自己資金を証明できる書類に関しまして、日付の記載がありませんが、いつの日付時点のものが必要でしょうか。また、発行日は提出一か月以内のものなど指定はございますでしょうか。	書類提出日時点の資金と大きく齟齬がなければ、日付の指定はありません。 発行日については、令和7年度中の発行日であれば、同様に日付の指定はありません。
16	障がい児を優先的に受け入れたいと考えています。保育士の配置や人数により、受入れ人数の変化が生じる可能性があります。問題ございませんでしょうか。	各園の事情もあるので、全体の受入れ人数が大幅に減少しなければ、差し支えありません。
17	0～2歳児の障がい児の定義や認定を具体的に教えていただけますでしょうか。 例：通所自給者証を持っている。	令和7年4月1日現在では、特別児童扶養手当支給対象児又は本市が認める児童（医師の診断書又は各手帳の写し、巡回相談受付者）です。
18	ヒアリングに参加が必須の人はいますでしょうか。 例：園長候補者の参加は必須等	「令和8年4月1日開所小規模保育事業審査基準書」1 選定の流れに記載のとおり法人代表者（委員会及びヒアリングにおいて、その発言に対し責任を持ち、実施できる立場にある者）1名及び施設長予定者1名の2名は、参加が必須となります。
19	ヒアリングの際、プロジェクターは使用可能でしょうか。	プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは、市の備品が使用可能です。
20	ヒアリングは質疑応答式か事業者の発表式か、どのような方式で行われますでしょうか。また、何分程予定されていますでしょうか。	ヒアリングは、プレゼンテーションの内容を踏まえた質疑応答式になります。 「令和8年4月1日開所小規模保育事業審査基準書」1 選定の流れに記載のとおり、プレゼンテーション及びヒアリングは、各々10分以内となります。
21	ヒアリングの日程はいつ頃、どのように通知されますでしょうか。	7月中旬に事業計画書に記載のメールアドレス宛に、メールにて通知します。